

(仮称) 天竜風力発電事業 環境影響評価方法書
に関する市長意見 (案)

I 全般事項

1 風力発電設備の配置等

環境影響評価準備書（以下「準備書」とする。）の作成に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえて風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を決定し、決定経緯及びその内容を記載すること。

2 最新の知見の導入

準備書の作成に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 他の風力発電事業との関係

対象事業実施区域の周辺においては、複数の風力発電事業が計画され、環境影響評価の手続き中であることから、他事業者との情報交換を行い、適切な調査・予測及び評価を行うこと。

4 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

5 事業計画の見直し

個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

6 事業計画の未定部分

準備書の作成に当たっては、環境影響評価方法書で未定となっている残土置き場や取付道路について計画を明らかにし、当該計画を含めた適切な調査・予測及び評価を行うこと。

7 図書の縦覧環境

準備書の公開に当たっては、広く住民が縦覧可能な条件を整えるため、インターネット上での縦覧環境を整えること。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影

(1) 対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

(2) 「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」（令和2年8月31日、経済産業省）をふまえ、調査及び予測の結果や最新の知見について、地域住民に対し丁寧な説明等の対応を行うこと。

2 水質

(1) 対象事業実施区域には湧水、沢水等の水資源があり、一部は地域住民の飲料水等に利用されている。対象事業の実施による水質の悪化及び水量の減少、濁水の発生等が懸念されることから、水源として利用されている表流水、湧水、地下水等の取水地点を把握するとともに水質及び水量の現況を調査し、工事中及び供用後の環境影響について予測及び評価を行い、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

3 地形、地質

(1) 風力発電設備の設置予定地点の多くは水源涵養保安林であり、対象事業の実施により河川への濁水流出等の恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講じること。

(2) 対象事業実施区域周辺では、昨夏の豪雨により土砂崩れが発生しており、資材搬入道路を含む広範囲で土砂崩れの恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、土地改変に当たっては必要な地盤安定対策を実施するなど、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

(3) 準備書の作成に当たっては、資材搬入道路の整備について計画を明らかにし、適切な調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

4 動物、植物、生態系

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、適切な調

査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類やコウモリ類が生息している可能性があり、バードストライク、バットストライクの影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、専門家の指導を受けたいうで適切な調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(3) 静岡県西部では本事業の他に、既設の風力発電施設や、環境影響評価の手続き中の複数の風力発電事業があり、サシバ、ハチクマ等の渡り鳥について、移動経路への影響が懸念されることから、専門家に対するヒアリングや、他の事業者と情報交換を行った上で、他の事業計画を含めて調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

5 景観

風力発電機の色彩の決定に当たっては、天気、季節の変化を踏まえた景観、動物への影響、航空法との関係等の多角的な視点が必要となるため、準備書に検討経緯を記載するとともに、それに基づいた設計とすること。

6 廃棄物等

(1) 対象事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量を調査した上で、残土処理による工事中及び供用後の環境影響について適切に予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(2) 対象事業実施区域では、建設発生土に自然由来の重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、残土処理の計画を可能な限り明確にするとともに文献やボーリング調査等で事前に現地の状況を把握し、残土処理により生じる環境影響について適切に予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

7 文化財等

対象事業実施区域には市指定名勝の竜頭山や、県指定天然記念物の山住神社のスギ、埋蔵文化財包蔵地の上平山奥山遺跡等の複数の文化財があることから、対象事業が与える影響について、関係機関と事前に協議するとともに、適切に調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。